



子媒体		<u>但し、データが大量な場合は、協議により BD-R を使用することを可とする。</u>																																																	
5 頁 4-3 電 子媒体	(2) 電子媒体の表記規則 (略) 成果品の電子納品時における電子媒体(CD-R)には、記録面を傷めないで長期保存を可能とするため、媒体自体ヘシール等のラベルを貼り付けず、媒体に直接細書きの油性マジックで記載するか専用プリンタで直接記載する。	(2) 電子媒体の表記規則 (略) 成果品の電子納品時における電子媒体_____には、記録面を傷めないで長期保存を可能とするため、媒体自体ヘシール等のラベルを貼り付けず、媒体に直接細書きの油性マジックで記載するか専用プリンタで直接記載する。	国改定 に準拠																																																
19 頁 6-6 路 線測量・ 河川測 量・用地 測量成果 ファイル	表6-6 ファイル形式(河川測量成果)(2/2) [国土交通省 表4-5] <table border="1"> <thead> <tr> <th>測量細分類</th> <th>成果等の名称</th> <th>ファイル形式</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>深浅測量</td> <td>観測手簿(数値データ)は電子納品不要</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>横断面図データファイル</td> <td>(協議)を削除 SFCを追加</td> <td>「協議によりSXF(P21)形式」 の記述を削除</td> </tr> <tr> <td></td> <td>記録紙を追加</td> <td>PDFも可</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>縦断面図データファイル</td> <td>(協議)を削除 SFC</td> <td>「協議によりSXF(P21)形式」 の記述を削除</td> </tr> <tr> <td></td> <td>等高・等深線図データファイル</td> <td>SFCを追加</td> <td>「協議によりSXF(P21)形式も 可」の記述を削除</td> </tr> </tbody> </table>	測量細分類	成果等の名称	ファイル形式	備考	深浅測量	観測手簿(数値データ)は電子納品不要				横断面図データファイル	(協議)を削除 SFCを追加	「協議によりSXF(P21)形式」 の記述を削除		記録紙を追加	PDFも可			縦断面図データファイル	(協議)を削除 SFC	「協議によりSXF(P21)形式」 の記述を削除		等高・等深線図データファイル	SFCを追加	「協議によりSXF(P21)形式も 可」の記述を削除	表6-6 ファイル形式(河川測量成果)(2/2) [国土交通省 表4-5] <table border="1"> <thead> <tr> <th>測量細分類</th> <th>成果等の名称</th> <th>ファイル形式</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>深浅測量</td> <td>観測手簿(数値データ)は電子納品不要</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>横断面図データファイル</td> <td>(協議)を削除 SFCを追加</td> <td>「協議によりSXF(P21)形式」 の記述を削除</td> </tr> <tr> <td></td> <td>記録紙を追加</td> <td>PDFも可</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	測量細分類	成果等の名称	ファイル形式	備考	深浅測量	観測手簿(数値データ)は電子納品不要				横断面図データファイル	(協議)を削除 SFCを追加	「協議によりSXF(P21)形式」 の記述を削除		記録紙を追加	PDFも可										国改定 に準拠
測量細分類	成果等の名称	ファイル形式	備考																																																
深浅測量	観測手簿(数値データ)は電子納品不要																																																		
	横断面図データファイル	(協議)を削除 SFCを追加	「協議によりSXF(P21)形式」 の記述を削除																																																
	記録紙を追加	PDFも可																																																	
	縦断面図データファイル	(協議)を削除 SFC	「協議によりSXF(P21)形式」 の記述を削除																																																
	等高・等深線図データファイル	SFCを追加	「協議によりSXF(P21)形式も 可」の記述を削除																																																
測量細分類	成果等の名称	ファイル形式	備考																																																
深浅測量	観測手簿(数値データ)は電子納品不要																																																		
	横断面図データファイル	(協議)を削除 SFCを追加	「協議によりSXF(P21)形式」 の記述を削除																																																
	記録紙を追加	PDFも可																																																	
20 頁 6-6 路 線測量・ 河川測 量・用地 測量成果 ファイル	表6-7 ファイル形式(用地測量成果)(1/2) [国土交通省 表4-6] <table border="1"> <thead> <tr> <th>測量細分類</th> <th>成果等の名称</th> <th>ファイル形式</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用地境界仮杭設置</td> <td>設置箇所位置図データファイル</td> <td>SFCを追加</td> <td>「協議によりSXF(P21)形式も 可」の記述を削除</td> </tr> </tbody> </table>	測量細分類	成果等の名称	ファイル形式	備考	用地境界仮杭設置	設置箇所位置図データファイル	SFCを追加	「協議によりSXF(P21)形式も 可」の記述を削除	表6-7 ファイル形式(用地測量成果)(1/2) [国土交通省 表4-6] <table border="1"> <thead> <tr> <th>測量細分類</th> <th>成果等の名称</th> <th>ファイル形式</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用地境界仮杭設置</td> <td>設置箇所位置図データファイル</td> <td>SFCを追加</td> <td>「協議によりSXF(P21)形式も 可」の記述を削除</td> </tr> </tbody> </table>	測量細分類	成果等の名称	ファイル形式	備考	用地境界仮杭設置	設置箇所位置図データファイル	SFCを追加	「協議によりSXF(P21)形式も 可」の記述を削除	国改定 に準拠																																
測量細分類	成果等の名称	ファイル形式	備考																																																
用地境界仮杭設置	設置箇所位置図データファイル	SFCを追加	「協議によりSXF(P21)形式も 可」の記述を削除																																																
測量細分類	成果等の名称	ファイル形式	備考																																																
用地境界仮杭設置	設置箇所位置図データファイル	SFCを追加	「協議によりSXF(P21)形式も 可」の記述を削除																																																



<p>3 2 頁 10-5 其 他の留意 事項</p>	<p>10-5 其 他の留意事項</p> <p>次の事項に留意すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 必要な文字、数値等の内容の判読ができる機能、精度を確保できる撮影機材を用いる。(有効画素数 100 万画素程度、プリンタは、フルカラー300dpi 以上、インク、用紙等は、通常の使用条件のもとで3年程度の間<sup>に</sup>顕著な劣化が生じないものとする。)</li> <li>2. ビューワソフト等 納品する電子媒体(CD-R 等)に自動起動するソフト(例えばビューワソフトなど)は格納しない。</li> <li>3. 写真管理ソフト、電子納品支援ソフト、CADソフト等を利用する場合は、国の要領、基準等の最新版に準拠したソフトを利用すること。 (なお、これらのソフトについて、山梨県が指定、推奨または動作保証をすることは<sup>ない</sup>。)</li> </ol>	<p>10-5 其 他の留意事項</p> <p>次の事項に留意すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 必要な文字、数値等の内容の判読ができる機能、精度を確保できる撮影機材を用いる。(有効画素数 100 万画素<sup>以上</sup>、プリンタは、フルカラー300dpi 以上、インク、用紙等は、通常の使用条件のもとで3年程度の間<sup>に</sup>顕著な劣化が生じないものとする。)</li> <li>2. ビューワソフト等 納品する電子媒体(CD-R 等)に自動起動するソフト(例えばビューワソフトなど)は格納しない。</li> <li>3. 写真管理ソフト、電子納品支援ソフト、CADソフト等を利用する場合は、国の要領、基準等の最新版に準拠したソフトを利用すること。 (なお、これらのソフトについて、山梨県が指定、推奨または動作保証をすることは<sup>ない</sup>。)</li> </ol>	<p>国改定 に準拠</p>
---	--	---	--------------------

山梨県 県土整備部 電子納品運用マニュアル 平成 29 年 4 月改定 新旧対照表

該当ページ	旧	新	備考
表紙	平成 2 5 年 4 月	平成 <u>2 9</u> 年 <u>4</u> 月	
1 頁 1 電子納品運用マニュアルについて	1-1 位置づけ (略) 電子納品の実施方針	1-1 位置づけ (略) (削除)	内容が古いため削除
3 頁 2 電子納品の対象	2) 工事完成図書のうち対象範囲外の電子納品 工事完成図書のうち、工事写真、工事完成図、工事管理台帳、出来型管理図以外の書類の電子納品については、受注者側の申し出があった場合に実施することとし、発注者側は電子納品推進の観点から紙と電子の二重納品を求めないことを原則とする。 ただしこの場合、 <u>押印のあるものや押印の必要なもの(工事打合せ簿、施工計画書等)</u> については <u>原本性を確保するため</u> 、押印された紙を原本とし保管するものとし、電子との両方を納品することとなる。	2) 工事完成図書のうち対象範囲外の電子納品 工事完成図書のうち、工事写真、工事完成図、工事管理台帳、出来型管理図以外の書類の電子納品については、受注者側の申し出があった場合に実施することとし、発注者側は電子納品推進の観点から紙と電子の二重納品を求めないことを原則とする。 ただしこの場合、 <u>原本性を確保する必要がある書類は</u> 、押印された紙を原本とし保管するものとし、電子との両方を納品することとなる。	表現の修正

4 頁 3 関連する国土交通省の要領および基準	1) 国土交通省の電子納品要領及び関連基準 国の要領、基準等は、平成 25 年 3 月末時点で以下のとおり策定・公表されている。 また本運用マニュアルで用いる国の要領、基準等の名称は以下の短縮名称で記述する。	1) 国土交通省の電子納品要領及び関連基準 国の要領、基準等は、平成 28 年 3 月末時点で以下のとおり策定・公表されている。 また本運用マニュアルで用いる国の要領、基準等の名称は以下の短縮名称で記述する。	国要領、基準等の改定に対応。																																																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>要領・基準名称</th> <th>短縮名称</th> <th>年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木設計業務等の電子納品要領(案)</td> <td>(国)設計納品要領</td> <td>平成 20 年 5 月</td> </tr> <tr> <td>工事完成図書の電子納品等要領</td> <td>(国)工事図書納品要領</td> <td>平成 22 年 9 月</td> </tr> <tr> <td>CAD 製図基準(案)</td> <td>(国)CAD 製図基準</td> <td>平成 20 年 5 月</td> </tr> <tr> <td>地質・土質調査成果電子納品要領(案)</td> <td>(国)地質・土質調査納品要領</td> <td>平成 20 年 12 月</td> </tr> <tr> <td>デジタル写真管理情報基準</td> <td>(国)デジタル写真管理基準</td> <td>平成 22 年 9 月</td> </tr> <tr> <td>測量成果電子納品要領(案)</td> <td>(国)測量納品要領</td> <td>平成 20 年 12 月</td> </tr> <tr> <td>土木設計業務等の電子納品要領 電気通信設備編</td> <td>(国)設計納品要領</td> <td>平成 22 年 9 月</td> </tr> <tr> <td>工事完成図書の電子納品要領 電気通信設備編</td> <td>(国)工事図書納品要領</td> <td>平成 22 年 9 月</td> </tr> <tr> <td>CAD 製図基準 電気通信設備編</td> <td>(国)CAD 製図基準</td> <td>平成 22 年 9 月</td> </tr> <tr> <td>土木設計業務等の電子納品要領(案) 機械設備工事編</td> <td>(国)設計納品要領</td> <td>平成 24 年 12 月</td> </tr> <tr> <td>工事完成図書の電子納品要領(案) 機械設備工事編</td> <td>(国)工事図書納品要領</td> <td>平成 24 年 12 月</td> </tr> <tr> <td>CAD 製図基準(案) 機械設備工事編</td> <td>(国)CAD 製図基準</td> <td>平成 24 年 12 月</td> </tr> </tbody> </table>	要領・基準名称		短縮名称	年月	土木設計業務等の電子納品要領(案)	(国)設計納品要領	平成 20 年 5 月	工事完成図書の電子納品等要領	(国)工事図書納品要領	平成 22 年 9 月	CAD 製図基準(案)	(国)CAD 製図基準	平成 20 年 5 月	地質・土質調査成果電子納品要領(案)	(国)地質・土質調査納品要領	平成 20 年 12 月	デジタル写真管理情報基準	(国)デジタル写真管理基準	平成 22 年 9 月	測量成果電子納品要領(案)	(国)測量納品要領	平成 20 年 12 月	土木設計業務等の電子納品要領 電気通信設備編	(国)設計納品要領	平成 22 年 9 月	工事完成図書の電子納品要領 電気通信設備編	(国)工事図書納品要領	平成 22 年 9 月	CAD 製図基準 電気通信設備編	(国)CAD 製図基準	平成 22 年 9 月	土木設計業務等の電子納品要領(案) 機械設備工事編	(国)設計納品要領	平成 24 年 12 月	工事完成図書の電子納品要領(案) 機械設備工事編	(国)工事図書納品要領	平成 24 年 12 月	CAD 製図基準(案) 機械設備工事編	(国)CAD 製図基準	平成 24 年 12 月	<table border="1"> <thead> <tr> <th>要領・基準名称</th> <th>短縮名称</th> <th>年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木設計業務等の電子納品要領</td> <td>(国)設計納品要領</td> <td>平成 28 年 3 月</td> </tr> <tr> <td>工事完成図書の電子納品等要領</td> <td>(国)工事図書納品要領</td> <td>平成 28 年 3 月</td> </tr> <tr> <td>CAD 製図基準</td> <td>(国)CAD 製図基準</td> <td>平成 28 年 3 月</td> </tr> <tr> <td>地質・土質調査成果電子納品要領</td> <td>(国)地質・土質調査納品要領</td> <td>平成 28 年 10 月</td> </tr> <tr> <td>デジタル写真管理情報基準</td> <td>(国)デジタル写真管理基準</td> <td>平成 28 年 3 月</td> </tr> <tr> <td>測量成果電子納品要領</td> <td>(国)測量納品要領</td> <td>平成 28 年 3 月</td> </tr> <tr> <td>土木設計業務等の電子納品要領 電気通信設備編</td> <td>(国)設計納品要領</td> <td>平成 28 年 3 月</td> </tr> <tr> <td>工事完成図書の電子納品要領 電気通信設備編</td> <td>(国)工事図書納品要領</td> <td>平成 28 年 3 月</td> </tr> <tr> <td>CAD 製図基準 電気通信設備編</td> <td>(国)CAD 製図基準</td> <td>平成 28 年 3 月</td> </tr> <tr> <td>土木設計業務等の電子納品要領 機械設備工事編</td> <td>(国)設計納品要領</td> <td>平成 28 年 3 月</td> </tr> <tr> <td>工事完成図書の電子納品要領 機械設備工事編</td> <td>(国)工事図書納品要領</td> <td>平成 28 年 3 月</td> </tr> <tr> <td>CAD 製図基準 機械設備工事編</td> <td>(国)CAD 製図基準</td> <td>平成 28 年 3 月</td> </tr> </tbody> </table>	要領・基準名称	短縮名称	年月	土木設計業務等の電子納品要領	(国)設計納品要領	平成 28 年 3 月	工事完成図書の電子納品等要領	(国)工事図書納品要領	平成 28 年 3 月	CAD 製図基準	(国)CAD 製図基準	平成 28 年 3 月	地質・土質調査成果電子納品要領	(国)地質・土質調査納品要領	平成 28 年 10 月	デジタル写真管理情報基準	(国)デジタル写真管理基準	平成 28 年 3 月	測量成果電子納品要領	(国)測量納品要領	平成 28 年 3 月	土木設計業務等の電子納品要領 電気通信設備編	(国)設計納品要領	平成 28 年 3 月	工事完成図書の電子納品要領 電気通信設備編	(国)工事図書納品要領	平成 28 年 3 月	CAD 製図基準 電気通信設備編	(国)CAD 製図基準	平成 28 年 3 月	土木設計業務等の電子納品要領 機械設備工事編	(国)設計納品要領	平成 28 年 3 月	工事完成図書の電子納品要領 機械設備工事編	(国)工事図書納品要領	平成 28 年 3 月	CAD 製図基準 機械設備工事編	(国)CAD 製図基準	平成 28 年 3 月
	要領・基準名称	短縮名称		年月																																																																													
	土木設計業務等の電子納品要領(案)	(国)設計納品要領		平成 20 年 5 月																																																																													
	工事完成図書の電子納品等要領	(国)工事図書納品要領		平成 22 年 9 月																																																																													
	CAD 製図基準(案)	(国)CAD 製図基準		平成 20 年 5 月																																																																													
	地質・土質調査成果電子納品要領(案)	(国)地質・土質調査納品要領		平成 20 年 12 月																																																																													
	デジタル写真管理情報基準	(国)デジタル写真管理基準		平成 22 年 9 月																																																																													
	測量成果電子納品要領(案)	(国)測量納品要領		平成 20 年 12 月																																																																													
	土木設計業務等の電子納品要領 電気通信設備編	(国)設計納品要領		平成 22 年 9 月																																																																													
	工事完成図書の電子納品要領 電気通信設備編	(国)工事図書納品要領		平成 22 年 9 月																																																																													
	CAD 製図基準 電気通信設備編	(国)CAD 製図基準		平成 22 年 9 月																																																																													
	土木設計業務等の電子納品要領(案) 機械設備工事編	(国)設計納品要領		平成 24 年 12 月																																																																													
工事完成図書の電子納品要領(案) 機械設備工事編	(国)工事図書納品要領	平成 24 年 12 月																																																																															
CAD 製図基準(案) 機械設備工事編	(国)CAD 製図基準	平成 24 年 12 月																																																																															
要領・基準名称	短縮名称	年月																																																																															
土木設計業務等の電子納品要領	(国)設計納品要領	平成 28 年 3 月																																																																															
工事完成図書の電子納品等要領	(国)工事図書納品要領	平成 28 年 3 月																																																																															
CAD 製図基準	(国)CAD 製図基準	平成 28 年 3 月																																																																															
地質・土質調査成果電子納品要領	(国)地質・土質調査納品要領	平成 28 年 10 月																																																																															
デジタル写真管理情報基準	(国)デジタル写真管理基準	平成 28 年 3 月																																																																															
測量成果電子納品要領	(国)測量納品要領	平成 28 年 3 月																																																																															
土木設計業務等の電子納品要領 電気通信設備編	(国)設計納品要領	平成 28 年 3 月																																																																															
工事完成図書の電子納品要領 電気通信設備編	(国)工事図書納品要領	平成 28 年 3 月																																																																															
CAD 製図基準 電気通信設備編	(国)CAD 製図基準	平成 28 年 3 月																																																																															
土木設計業務等の電子納品要領 機械設備工事編	(国)設計納品要領	平成 28 年 3 月																																																																															
工事完成図書の電子納品要領 機械設備工事編	(国)工事図書納品要領	平成 28 年 3 月																																																																															
CAD 製図基準 機械設備工事編	(国)CAD 製図基準	平成 28 年 3 月																																																																															

5 頁 3 関連する国土交通省の要領および基準	2)適用工種と国の要領、基準等の関係	2)適用工種と国の要領、基準等の関係  (「要領・基準名」の修正)	国要領、基準等の改定に対応。
6 頁 3 関連する国土交通省の要領および基準	図 2-1	図 2-1  (「要領・基準名」の修正、発行年月の修正)	国要領、基準等の改定に対応。
7 頁 3 関連する国土交通省の要領および基準	図 2-2	図 2-2  (「要領・基準名」の修正)	国要領、基準等の改定に対応。
9 頁 4 共通編	4-1 電子ファイルのフォーマット (略) 文書ファイル及び表計算ファイルのフォーマットについては、県職員1人1台 PC で利用されているソフトウェアと同等であること、一般的に汎用的なソフトウェアであること、受発注者協議の内容を軽減するため、上記のとおり定めた。文書作成に Microsoft EXCEL を追加したのは、様式類を xls、xlsx 形式で作成している例が多いためである。 <u>なお、現在、一般的に利用されている Windows 等では、拡張子に 3 バイト以上の文字が扱える様になっているが、電子媒体作成のフォーマットは ISO9660 レベル1 と定められ、3 バイト以上の文字が扱えないため、拡張子が 3 バイトになるように圧縮などを施して格納すること。圧縮形式は、平成 25 年 3 月時点の県職員 1 人 1 台 PC で利用されている、LZH、ZIP 形式とする。EXE 等の自己解凍形式での納品はしないこと。</u> 各アプリケーションソフト(データ)のバージョンは頻繁に変わるため、監督員が使用しているアプリケーションソフトと互換性のとれるバージョンとする。	4-1 電子ファイルのフォーマット (略) 文書ファイル及び表計算ファイルのフォーマットについては、県職員1人1台 PC で利用されているソフトウェアと同等であること、一般的に汎用的なソフトウェアであること、受発注者協議の内容を軽減するため、上記のとおり定めた。文書作成に Microsoft EXCEL を追加したのは、様式類を xls、xlsx 形式で作成している例が多いためである。 <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> 各アプリケーションソフト(データ)のバージョンは頻繁に変わるため、監督員が使用しているアプリケーションソフトと互換性のとれるバージョンとする。	4 文字の拡張子のファイルフォーマットを容認することになったため、削除

<p>1 1 頁 4 共通編</p>	<p>4-3 電子媒体 (1) 電子媒体</p> <p><b>電子納品する際の媒体は、<u>CD-Rを基本とする。</u></b></p> <p>(a) 電子納品する際の媒体を基本的に <u>CD-R</u> としたのは、情報の「真正性」「見読性」「保存性」の確保という3条件を満たす電子媒体であるからである。</p> <p>完了検査時等の電子成果品の閲覧を円滑かつ効率的に行うため、データは基本的に <u>1枚のCD-R</u> に格納できるよう配慮する必要がある。(最近では、写真データのファイルサイズが拡大し、や枚数が必要以上に多くなる傾向にありが強く、その結果、納品する CD-R が複数枚になり、完了検査時等の電子成果品の閲覧やそれに係る機器の操作等に支障をきたすという問題があるため、電子成果品の容量等は必要最小限となるよう配慮する必要がある。)</p> <p>(b) <u>CD-Rにデータを格納するには、フォーマット形式を選択する必要がある。現在、広く利用されている主要なフォーマット形式は5つ～6つ存在するが、フォーマット形式は国の要領、基準等と同じくISO9660(レベル1)<sup>2</sup>とする。このフォーマットを用いるのは異なる環境(パソコン,OS)でもデータの交換性・互換性が確保されているためである。</u></p> <p>(c) 基本的には <u>CD-R</u> の使用とするが、特定のシステムに依存しないフォーマット形式や再生ドライブの普及度を考慮して、やむを得ない理由がある場合に限り、<u>DVD-Rの使用も可</u>とする。ここでいうやむを得ない理由とは、上記(b)に示すような配慮をしても、電子成果品を <u>複数枚のCD-R</u> に渡り格納しなければ電子納品できず、完了検査時の閲覧等にも支障をきたすおそれがある場合である。</p>	<p>4-3 電子媒体 (1) 電子媒体</p> <p><b>電子納品する際の媒体は、<u>CD-RまたはDVD-Rとする。</u></b></p> <p>(a) 電子納品する際の媒体を基本的に <u>CD-RまたはDVD-R</u> としたのは、情報の「真正性」「見読性」「保存性」の確保という3条件を満たす電子媒体であるからである。</p> <p>(b) 完了検査時等の電子成果品の閲覧を円滑かつ効率的に行うため、データは基本的に <u>1枚の媒体</u> に格納できるよう配慮する必要がある。(最近では、写真データのファイルサイズが拡大し、や枚数が必要以上に多くなる傾向にありが強く、その結果、納品する媒体が複数枚になり、完了検査時等の電子成果品の閲覧やそれに係る機器の操作等に支障をきたすという問題があるため、電子成果品の容量等は必要最小限となるよう配慮する必要がある。)</p> <p>(c) <u>CD-Rの論理フォーマットはJoliet、DVD-Rの論理フォーマットはUDF(UDF Bridge)とする。</u></p> <p>(d) 基本的には <u>CD-RまたはDVD-R</u> の使用とするが、特定のシステムに依存しないフォーマット形式や再生ドライブの普及度を考慮して、やむを得ない理由がある場合に限り、<u>BD-Rの使用も可</u>とする。ここでいうやむを得ない理由とは、上記(b)に示すような配慮をしても、電子成果品を <u>複数枚の媒体</u> に渡り格納しなければ電子納品できず、完了検査時の閲覧等にも支障をきたすおそれがある場合である。</p>	<p>写真画素数の増、工事書類の電子化により、納品データサイズが大きくなることから、DVD-Rの使用を原則可とする。</p> <p>また、拡張子4文字のファイルフォーマットを容認することから、CD-Rのフォーマット形式を変更する。</p> <p>さらに、国要領にあわせ、BD-Rに関する記述を追記</p>
------------------------	---	---	--

<p>20頁 4 共通編</p>	<p>4-9 電子化の対象書類 6) 電子納品にそぐわない資料の取り扱い 電子データではあるが、データが大量である、利用性がないなど、電子納品にそぐわない資料については、受発注者で協議の上、電子納品対象外とする。 ・CG 動画図 ・解析結果(大量データ) <u>CG 動画等で電子納品させる必要がある場合は、別途電子媒体へ格納すること。</u>また特別なソフトが無いと再現が困難なものが成果に含まれる場合には、検査の方法を事前に協議する。また特別なソフトが無いと再現が困難なものが成果に含まれる場合には、検査の方法を事前に協議する。</p>	<p>4-9 電子化の対象書類 6) 電子納品にそぐわない資料の取り扱い 電子データではあるが、データが大量である、利用性がないなど、電子納品にそぐわない資料については、受発注者で協議の上、電子納品対象外とする。 ・CG 動画図 ・解析結果(大量データ) <u>CG 動画等を電子データで納品させる必要がある場合は、別の電子媒体へ格納すること。</u>また特別なソフトが無いと再現が困難なものが成果に含まれる場合には、検査の方法を事前に協議する。</p>	<p>表現の修正</p>
<p>23頁 4 共通編</p>	<p>4-13 電子データの保管・管理 2) 電子データを保管活用システムに登録する際の留意点 電子納品の対象(「2 電子納品の対象について」参照)としている成果品等の電子データを、保管活用システムに登録することとするが、その際、次の点に留意すること。 工事における写真(工事写真)データについては、代表写真のみを登録する等して、無用なデータの登録は極力避ける。(登録データ容量は必要最小限とする。) 成果品以外の事業関連資料等(用地交渉記録、地元との調整記録、関係機関との協議記録、覚書、陳情書等)の電子データ(非成果品データ)の登録は、必要最小限とし、有用なもの以外は登録しない。 再利用が想定されない電子データは、登録しない。  【例】「現場技術業務委託」「緊急業務委託」「積算業務委託」等、将来再利用が想定されない業務の成果品は、電子納品の対象としていないため、保管活用システムに登録しない。 具体的には、緊急業務委託のうち「道路除草」や「除雪」等(本来施設を維持管理する上で必要のない物の除去等)の成果品がこれにあたる。一方、緊急業務委託により、後に維持管理が必要となる施設(道路標識や道路反射鏡等)を新規に設置した場合や、「橋梁補修」等を行った際の補修履歴等、<u>将来再利用が想定される成果品はこの限りでない。</u></p>	<p>4-13 電子データの保管・管理 2) 電子データを保管活用システムに登録する際の留意点 電子納品の対象(「2 電子納品の対象について」参照)としている成果品等の電子データを、保管活用システムに登録することとするが、その際、次の点に留意すること。 工事における写真(工事写真)データについては、代表写真のみを登録する等して、無用なデータの登録は極力避ける。(登録データ容量は必要最小限とする。) 成果品以外の事業関連資料等(用地交渉記録、地元との調整記録、関係機関との協議記録、覚書、陳情書等)の電子データ(非成果品データ)の登録は、必要最小限とし、有用なもの以外は登録しない。 再利用が想定されない電子データは、登録しない。  【例】「現場技術業務委託」「緊急業務委託」「積算業務委託」等、将来再利用が想定されない業務の成果品は、電子納品の対象としていないため、保管活用システムに登録しない。 具体的には、緊急業務委託のうち「道路除草」や「除雪」等(本来施設を維持管理する上で必要のない物の除去等)の成果品がこれにあたる。一方、緊急業務委託により、後に維持管理が必要となる施設(道路標識や道路反射鏡等)を新規に設置した場合や、「橋梁補修」等を行った際の補修履歴等、<u>将来再利用が想定される成果品は登録する。</u></p>	<p>表現の明確化</p>

<p>5 4 頁 6-6 ファイル形式(河川測量成果)</p>	<p>表6-6 ファイル形式(河川測量成果)(2/2) [国土交通省 表4-5]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測量細分類</th> <th>成果等の名称</th> <th>ファイル形式</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">深 浅 測 量</td> <td>観測手簿(数値データ)は電子納品不要</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>横断面図データファイル</td> <td>(協議)を削除 SFCを追加</td> <td>「協議によりSXF(P21)形式」の記述を削除</td> </tr> <tr> <td>記録紙を追加</td> <td>PDFも可</td> <td></td> </tr> <tr> <td>縦断面図データファイル</td> <td>(協議)を削除 SFC</td> <td>「協議によりSXF(P21)形式」の記述を削除</td> </tr> <tr> <td>等高・等深線図データファイル</td> <td>SFCを追加</td> <td>「協議によりSXF(P21)形式も可」の記述を削除</td> </tr> </tbody> </table>	測量細分類	成果等の名称	ファイル形式	備考	深 浅 測 量	観測手簿(数値データ)は電子納品不要			横断面図データファイル	(協議)を削除 SFCを追加	「協議によりSXF(P21)形式」の記述を削除	記録紙を追加	PDFも可		縦断面図データファイル	(協議)を削除 SFC	「協議によりSXF(P21)形式」の記述を削除	等高・等深線図データファイル	SFCを追加	「協議によりSXF(P21)形式も可」の記述を削除	<p>表6-6 ファイル形式(河川測量成果)(2/2) [国土交通省 表4-5]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測量細分類</th> <th>成果等の名称</th> <th>ファイル形式</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">深 浅 測 量</td> <td>観測手簿(数値データ)は電子納品不要</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>横断面図データファイル</td> <td>(協議)を削除 SFCを追加</td> <td>「協議によりSXF(P21)形式」の記述を削除</td> </tr> <tr> <td>記録紙を追加</td> <td>PDFも可</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	測量細分類	成果等の名称	ファイル形式	備考	深 浅 測 量	観測手簿(数値データ)は電子納品不要			横断面図データファイル	(協議)を削除 SFCを追加	「協議によりSXF(P21)形式」の記述を削除	記録紙を追加	PDFも可								<p>国改定に準拠</p>
測量細分類	成果等の名称	ファイル形式	備考																																								
深 浅 測 量	観測手簿(数値データ)は電子納品不要																																										
	横断面図データファイル	(協議)を削除 SFCを追加	「協議によりSXF(P21)形式」の記述を削除																																								
	記録紙を追加	PDFも可																																									
	縦断面図データファイル	(協議)を削除 SFC	「協議によりSXF(P21)形式」の記述を削除																																								
	等高・等深線図データファイル	SFCを追加	「協議によりSXF(P21)形式も可」の記述を削除																																								
測量細分類	成果等の名称	ファイル形式	備考																																								
深 浅 測 量	観測手簿(数値データ)は電子納品不要																																										
	横断面図データファイル	(協議)を削除 SFCを追加	「協議によりSXF(P21)形式」の記述を削除																																								
	記録紙を追加	PDFも可																																									
<p>5 6 頁 6-7 ファイル形式(用地測量成果)</p>	<p>表6-7 ファイル形式(用地測量成果)(1/2) [国土交通省 表4-6]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測量細分類</th> <th>成果等の名称</th> <th>ファイル形式</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">用 地 境 界 仮 杭 設 置</td> <td>設置箇所位置図データファイル</td> <td>SFCを追加</td> <td>「協議によりSXF(P21)形式も可」の記述を削除</td> </tr> <tr> <td>成果表(数値データ)</td> <td>TXTを削除 SIMを追加</td> <td>「協議によりTXT形式も可」の記述を削除 「点データSIMA形式」の記述を追加</td> </tr> <tr> <td>計算簿(数値データ)</td> <td>オリジナル</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1)電子納品とは別に従来どおり原本の納品を行う。</p>	測量細分類	成果等の名称	ファイル形式	備考	用 地 境 界 仮 杭 設 置	設置箇所位置図データファイル	SFCを追加	「協議によりSXF(P21)形式も可」の記述を削除	成果表(数値データ)	TXTを削除 SIMを追加	「協議によりTXT形式も可」の記述を削除 「点データSIMA形式」の記述を追加	計算簿(数値データ)	オリジナル		<p>表6-7 ファイル形式(用地測量成果)(1/2) [国土交通省 表4-6]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測量細分類</th> <th>成果等の名称</th> <th>ファイル形式</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">用 地 境 界 仮 杭 設 置</td> <td>設置箇所位置図データファイル</td> <td>SFCを追加</td> <td>「協議によりSXF(P21)形式も可」の記述を削除</td> </tr> <tr> <td>成果表(数値データ)</td> <td>TXTを削除 SIMを追加</td> <td>「協議により<b>その他の</b>形式も可」の記述を削除 「点データSIMA形式」の記述を追加</td> </tr> <tr> <td>計算簿(数値データ)</td> <td>オリジナル</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1)電子納品とは別に従来どおり原本の納品を行う。</p>	測量細分類	成果等の名称	ファイル形式	備考	用 地 境 界 仮 杭 設 置	設置箇所位置図データファイル	SFCを追加	「協議によりSXF(P21)形式も可」の記述を削除	成果表(数値データ)	TXTを削除 SIMを追加	「協議により <b>その他の</b> 形式も可」の記述を削除 「点データSIMA形式」の記述を追加	計算簿(数値データ)	オリジナル		<p>国改定に準拠</p>												
測量細分類	成果等の名称	ファイル形式	備考																																								
用 地 境 界 仮 杭 設 置	設置箇所位置図データファイル	SFCを追加	「協議によりSXF(P21)形式も可」の記述を削除																																								
	成果表(数値データ)	TXTを削除 SIMを追加	「協議によりTXT形式も可」の記述を削除 「点データSIMA形式」の記述を追加																																								
	計算簿(数値データ)	オリジナル																																									
測量細分類	成果等の名称	ファイル形式	備考																																								
用 地 境 界 仮 杭 設 置	設置箇所位置図データファイル	SFCを追加	「協議によりSXF(P21)形式も可」の記述を削除																																								
	成果表(数値データ)	TXTを削除 SIMを追加	「協議により <b>その他の</b> 形式も可」の記述を削除 「点データSIMA形式」の記述を追加																																								
	計算簿(数値データ)	オリジナル																																									
<p>頁 6 2 6-12 用地測量調査業務で提出</p>	<p>このファイルは、県の「公共事業総合管理システム(公共システム)」に使用するために提出してもらうものである。 ファイル名は「YOTJY001.XLS (XLSX)」「YOTJY001.CSV」</p>	<p>このファイルは、県の「公共事業総合管理システム(公共システム)」に使用するために提出してもらうものである。 ファイル名は「YOTJY001.XLS (XLSX)」「YOTJY001.CSV」</p>																																									

<p>するファイル</p>	<p>とし、この二つのファイルをその他データサブフォルダに格納する。  <u>なお、XLSX形式での保存の際には、4文字拡張子を避けるため、圧縮等を施して保存すること。4-1 電子ファイルのフォーマット (P9) 参照。</u>          様式を  <a href="http://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/02360792716.html">http://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/02360792716.html</a>          からダウンロードして使用する。<u>(各所属の用地担当からフロッピーディスクで入手も可能)</u>          システムに取り込む際に支障になることがあるため、ファイルのフォーマットについては変更しないこと。</p>	<p>とし、この二つのファイルをその他データサブフォルダに格納する。          _____          _____          様式を  <a href="http://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/02360792716.html">http://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/02360792716.html</a>          からダウンロードして使用する。 _____          _____          システムに取り込む際に支障になることがあるため、ファイルのフォーマットについては変更しないこと。</p>	<p>拡張子4文字のファイルフォーマットを容認するため、削除</p> <p>また県の一人一台 PC ではフロッピーディスクが利用できないため削除</p>
<p>80頁 9CAD編</p>	<p>SXF形式の詳細については、「国土交通省CAD製図基準に関する運用ガイドライン(平成17年8月)」の第4編参考資料を参考にすること。</p>	<p>SXF形式の詳細については、「国土交通省CAD製図基準に関する運用ガイドライン(平成28年3月)」の第4編参考資料を参考にすること。</p>	<p>国改定に準拠</p>
<p>85頁 10 写真編</p>	<p>10-4 デジタル写真作成時の留意点</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>デジタル写真を作成するにあたっては、黒板の文字や、確認すべき物が認識できることを前提に、100万画素 _____ 程度とする。          なお、写真の編集は認めないこととする。</p> </div> <p>1) 有効画素数について、有効画素数100万 _____ 画素画素程度としているが、次に留意する。          * これは、デジタルカメラ等の性能を規定するものではなく、提出用画像が100万画素 _____ 程度の解像度を有していることを意味している。画素は写真編集ソフトではピクセル(pixel)と表示されることがある。100万画素は100万ピクセルであり、正方形の場合1,000ピクセル×1,000ピクセルとなる。          * 完成検査時等、写真閲覧時に拡大表示をしても必要な文字・数値等が明確に確認できる最低の解像度として規定している。          * また、プリントアウトした結果についても、同様である。          * ただし、電子媒体に記録するコア写真については、ボーリングコアの色、亀裂の判読ができ、かつ、拡大して使用されることが想定されるため、有効ピクセル数が約200万ピクセルを超える撮影機材等を使用することを原則とする。          &lt;国土交通省版の関連頁&gt;(国)地質・土質調査納品要領 5 デジタルコア写真 5-3 撮影機材 参照</p> <p>2) 出来形写真等で、その意図する寸法等がパソコン画像を拡大表示することで明確に確認できる場合は、クローズアップ写真を撮影する必要はない。</p>	<p>10-4 デジタル写真作成時の留意点</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>デジタル写真を作成するにあたっては、黒板の文字や、確認すべき物が認識できることを前提に、100万画素 <u>から300万画素</u> 程度とする。          なお、写真の編集は認めないこととする。</p> </div> <p>1) 有効画素数について、有効画素数100万 <u>から300万画素</u> 画素程度としているが、次に留意する。          * これは、デジタルカメラ等の性能を規定するものではなく、提出用画像が100万画素 <u>から300万画素</u> 程度の解像度を有していることを意味している。画素は写真編集ソフトではピクセル(pixel)と表示されることがある。100万画素は100万ピクセルであり、正方形の場合1,000ピクセル×1,000ピクセルとなる。          * 完成検査時等、写真閲覧時に拡大表示をしても必要な文字・数値等が明確に確認できる最低の解像度として規定している。          * また、プリントアウトした結果についても、同様である。          * ただし、電子媒体に記録するコア写真については、ボーリングコアの色、亀裂の判読ができ、かつ、拡大して使用されることが想定されるため、有効ピクセル数が約200万ピクセルを超える撮影機材等を使用することを原則とする。          &lt;国土交通省版の関連頁&gt;(国)地質・土質調査納品要領 5 デジタルコア写真 5-3 撮影機材 参照</p> <p>2) 出来形写真等で、その意図する寸法等がパソコン画像を拡大表示することで明確に確認できる場合は、クローズアップ写真を撮影する必要はない。</p>	<p>国改定に準拠</p>

	<p>3) 閲覧用パソコンは、画面解像度 <u>1024×768 ピクセル、High Color(16ビット)</u>の性能を有するものを前提としている。</p> <p>4) 写真については、明るさの調整や縦方向で撮影した写真の正位置への編集(回転)等、編集することは一切認めないので特に留意すること。</p> <p>5) 最近では、高画質のデジタルカメラが普及しているが(例えば、1000万画素を超えるような機種があるが)このような機種で撮影する際は、100万画素から300万画素程度又はそれに近い画質に設定して撮影すること。高画質の設定のままで撮影した写真データを電子納品すると、納品する電子媒体の枚数が必要以上に多くなり、その結果、完成検査時等の写真閲覧に支障をきたしたり、保管活用システムのデータストレージを圧迫するなどの悪影響を及ぼすおそれがあるからである。</p>	<p>3) 閲覧用パソコンは、画面解像度 <u>1920×1080 ピクセル、True Color(32ビット)</u>の性能を有するものを前提としている。</p> <p>4) 写真については、明るさの調整や縦方向で撮影した写真の正位置への編集(回転)等、編集することは一切認めないので特に留意すること。</p> <p>5) 最近では、高画質のデジタルカメラが普及しているが(例えば、1000万画素を超えるような機種があるが)このような機種で撮影する際は、100万画素から300万画素程度又はそれに近い画質に設定して撮影すること。高画質の設定のままで撮影した写真データを電子納品すると、納品する電子媒体の枚数が必要以上に多くなり、その結果、完成検査時等の写真閲覧に支障をきたしたり、保管活用システムのデータストレージを圧迫するなどの悪影響を及ぼすおそれがあるからである。</p>	<p>県の一人一台PCの性能向上にあわせて修正</p>
<p>87頁 10 写真編</p>	<p>10-5 その他の留意事項</p> <p>次の事項に留意すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 必要な文字、数値等の内容の判読ができる機能、精度を確保できる撮影機材を用いる。(有効画素数 100 万画素程度、プリンタは、フルカラー300dpi以上、インク、用紙等は、通常の使用条件のもとで3年程度の間には顕著な劣化が生じないものとする。)</li> <li>2. ビューソフト等 納品する電子媒体(CD-R等)に自動起動するソフト(例えばビューソフトなど)は格納しない。</li> <li>3. 写真管理ソフト、電子納品支援ソフト、CADソフト等を利用する場合は、国の要領、基準等の最新版に準拠したソフトを利用すること。(なお、これらのソフトについて、山梨県が指定、推奨または動作保証をすることはしない。)</li> </ol>	<p>10-5 その他の留意事項</p> <p>次の事項に留意すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 必要な文字、数値等の内容の判読ができる機能、精度を確保できる撮影機材を用いる。(有効画素数 100 万画素以上、プリンタは、フルカラー300dpi以上、インク、用紙等は、通常の使用条件のもとで3年程度の間には顕著な劣化が生じないものとする。)</li> <li>2. ビューソフト等 納品する電子媒体(CD-R等)に自動起動するソフト(例えばビューソフトなど)は格納しない。</li> <li>3. 写真管理ソフト、電子納品支援ソフト、CADソフト等を利用する場合は、国の要領、基準等の最新版に準拠したソフトを利用すること。(なお、これらのソフトについて、山梨県が指定、推奨または動作保証をすることはしない。)</li> </ol>	<p>国改定に準拠</p>

88頁  
11 参考

(1) 要領・運用マニュアル等のホームページアドレス  
山梨県及び国土交通省の電子納品要領・基準、ガイドライン、Q&A  
などの URL (ホームページアドレス) は以下のとおり。

要領・基準等	URL
山梨県国土整備部	
電子納品要領	<a href="http://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/49479008234.html">http://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/49479008234.html</a>
電子納品運用マニュアル	
電子納品質問集	<a href="http://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/08647395277.html">http://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/08647395277.html</a>
様式集	<a href="http://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/02360792716.html">http://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/02360792716.html</a>
山梨県国土整備部電子納品チェックソフト	<a href="http://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/01207400887.html">http://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/01207400887.html</a>
国土交通省・その他参考	
電子納品要領・基準類	<a href="http://www.cals-ed.go.jp/cri_point/">http://www.cals-ed.go.jp/cri_point/</a>
電子納品ガイドライン	<a href="http://www.cals-ed.go.jp/cri_guideline/">http://www.cals-ed.go.jp/cri_guideline/</a>
電子納品 Q&A	<a href="http://www.cals-ed.go.jp/inq_qanda/">http://www.cals-ed.go.jp/inq_qanda/</a>
SXF ブラウザ	<a href="http://www.cals-ed.go.jp/sxf_what/">http://www.cals-ed.go.jp/sxf_what/</a>
境界座標入力支援サービス (業務・工事管理項目の境界座標入力支援・国土地理院)	<a href="http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/reflect/index.html">http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/reflect/index.html</a>
TECRIS コード表 (業務管理項目を入力する際に使用)	<a href="http://www.cals-ed.go.jp/tecris/">http://www.cals-ed.go.jp/tecris/</a> <a href="http://ct.jacic.or.jp/corporation/howto/act_for/application_t.html">http://ct.jacic.or.jp/corporation/howto/act_for/application_t.html</a>
CORINS コード表 (工事管理項目を入力する際に使用)	<a href="http://www.cals-ed.go.jp/corins/">http://www.cals-ed.go.jp/corins/</a> <a href="http://ct.jacic.or.jp/corporation/howto/act_for/application_c.html">http://ct.jacic.or.jp/corporation/howto/act_for/application_c.html</a>

電子納品質問集に掲載された回答は、本運用マニュアルと同等に扱う。

(1) 要領・運用マニュアル等のホームページアドレス  
山梨県及び国土交通省の電子納品要領・基準、ガイドライン、Q&A  
などの URL (ホームページアドレス) は以下のとおり。

要領・基準等	URL
山梨県国土整備部	
電子納品要領	<a href="http://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/49479008234.html">http://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/49479008234.html</a>
電子納品運用マニュアル	
電子納品に関する Q&A	<a href="http://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/08647395277.html">http://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/08647395277.html</a>
電子納品に関する様式	<a href="http://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/02360792716.html">http://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/02360792716.html</a>
山梨県国土整備部電子納品チェックソフト	<a href="http://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/21791346086.html">http://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/21791346086.html</a>
国土交通省・その他参考	
電子納品要領・基準類	<a href="http://www.cals-ed.go.jp/cri_point/">http://www.cals-ed.go.jp/cri_point/</a>
電子納品ガイドライン	<a href="http://www.cals-ed.go.jp/cri_guideline/">http://www.cals-ed.go.jp/cri_guideline/</a>
電子納品 Q&A	<a href="http://www.cals-ed.go.jp/inq_qanda_old/">http://www.cals-ed.go.jp/inq_qanda_old/</a>
SXF ブラウザ	<a href="http://www.cals-ed.go.jp/sxf_what/">http://www.cals-ed.go.jp/sxf_what/</a>
境界座標入力支援サービス (業務・工事管理項目の境界座標入力支援・国土地理院)	<a href="http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/reflect/index.html">http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/reflect/index.html</a>
TECRIS コード表 (業務管理項目を入力する際に使用)	<a href="http://www.cals-ed.go.jp/tecris/">http://www.cals-ed.go.jp/tecris/</a> <a href="http://ct.jacic.or.jp/corporation/howto/act_for/application_t.html">http://ct.jacic.or.jp/corporation/howto/act_for/application_t.html</a>
CORINS コード表 (工事管理項目を入力する際に使用)	<a href="http://www.cals-ed.go.jp/corins/">http://www.cals-ed.go.jp/corins/</a> <a href="http://ct.jacic.or.jp/corporation/howto/act_for/application_c.html">http://ct.jacic.or.jp/corporation/howto/act_for/application_c.html</a>

電子納品質問集に掲載された回答は、本運用マニュアルと同等に扱う。

時点修正